主

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人らの負担とする。

理 由

上告代理人弁護士永井正恒の上告理由第一点について。

原判決の確定した本件の経過事実関係の下においては、原判決が本件訴訟の目的 たる権利は、被上告人(被控訴人)全員につき同一の事実上及び法律上の原因に基 くものというべく、しかも、本訴における当事者双方の主要な攻撃防禦の方法は被 上告人全員につき共通であると認められるので、被上告人一七名は民訴四七条一項 にいわゆる「共同ノ利益ヲ有スル多数者」に該当するものと解すべきであるとの判 示を正当としてこれを是認することができる。されば、所論の違法は認められない。 同第二点について。

しかし、原審認定にかかる事実関係の下においては、いまだ所論強迫行為ありと断定するに足りないのであり、また、上告人らが所論のごとく畏怖したものともいえないから、原審が民法九六条を適用しなかつたのは、これを正当として是認し得られるから、論旨は採ることができない。

よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条、九三条に従い、裁判官全員の一致で、 主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

輔	悠	藤		斎	裁判長裁判官
郎	俊	江		λ	裁判官
夫	潤	页 坂	創	下	裁判官